

市立函館病院 適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

医療やケアを提供する医師をはじめとする多種多様な医療従事者で構成されるチーム（以下「医療・ケアチーム」という。）は、最善の医療を提供するため、人生の重要な局面を迎えた患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、十分なコミュニケーションを通じて決定された患者本人の意思を尊重した医療を提供する。

2. 人生の重要な局面における医療の在り方

- （１）医師等は適切な情報提供と説明をし、それに基づき医療・ケアチームは十分に情報共有をし、本人の意思決定を基に医療を提供する。
- （２）医療・ケアチームは、本人の意思が変化しうることを踏まえ、本人自ら意思を示し伝えられるよう、本人との話し合いを繰り返し行うものとする。本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いを繰り返し行う。この話し合いに先立ち、本人が特定の家族等を自らの意思を推定する者として予め指名するよう助言することも重要である。
- （３）医療・ケアチームは、本人が不安や疑問、思いを十分表現できない場合は、アドボケイト（権利庇護者、代弁者）となり、意思の表明を助ける。
- （４）医療の開始・不開始、医療の内容の変更、中止等は、医療・ケアチームが、医学的妥当性と適切性、患者のQOLの視点などを基に慎重に判断する。
- （５）医療・ケアチームは、身体的な苦痛に対する治療のみならず、家族等も含めた精神的・社会的な援助を総合的に行う。
- （６）生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

3. 人生の重要な局面における医療の方針の決定手続き

- （１）医療における判断能力を有し、本人の意思が確認できる場合
 - ① 医師等から本人に対して病状や状態についての適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、医療・ケアチームは、本人・家族等と十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本とする方針を決定する。
 - ② 時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、本人の意思は変化しうるものであることから、その都度、医療・ケアチームは適切な情報の提供と説明をし、本人が自らの意思を示し伝えることができるよう支援を行う。将来、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等も含めて話し合いを繰り返し行う。

- ③ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。
- (2) 医療における判断能力を欠き、本人の意思が確認できない場合

医療における判断能力を欠き、本人の意思が確認できない場合には、次の手順により、医療・ケアチームが慎重な判断を行う。

- ① 家族等が本人の意思を推定できると医療・ケアチームが判断した場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- ② 医療における判断能力を欠き、直接本人の意思が確認できない場合であっても、公正証書等の本人の意思を確認できる公的文書が存する場合は、医療・ケアチームは、その意向を尊重する。
- ③ 家族等が本人の意思を推定できないと医療・ケアチームが判断した場合には、本人にとって何が最善であるかについて、医療・ケアチームが本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとる。時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、このプロセスを繰り返す行う。
- ④ 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、医療・ケアチームが医学的妥当性と適切性、患者の QOL の視点に沿って検討し、本人にとっての最善の方針をとる。
- ⑤ このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

- (3) 医療・ケアチーム以外のメンバーからなる話し合いの場の設置

上記(1)及び(2)において、方針の決定に際し、本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で妥当かつ適切な医療の内容についての合意が得られない場合や家族等の中で意見がまとまらない場合などについては、医療・ケアチーム以外の外部の専門家を含めたメンバーによる、臨床倫理委員会要綱第7条に規定する「臨床倫理コンサルテーション」にて話し合いを行い、方針等についての検討及び助言を行う。

このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめておく。

本指針は、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する対応指針」、日本老年医学会「ACP 推進に関する提言」「高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン」を規範とし策定している。

附 則

この指針は、令和4年8月1日より施行する。